

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	[カード入金サービス利用規定] (2021年8月改定)	[カード入金サービス利用規定] (2023年2月改定)
2	1. サービス内容	<p>(1)当行は契約者の従業員が、1.(3)に基づき当行が発行したカード(以下「カード」といいます)により「カード入金サービス利用申込書兼手数料引落依頼書」(以下、利用申込書)の表記2で選択したATMを利用し、預け入れを行ったとき、これを2.(1)に定める手続きに従い収納するものとします。カードの利用は、契約者の従業員に限定され、第三者による利用はこれを認めません。</p> <p>(2)契約者は預け入れの為、利用申込書の表記1に記載する普通預金口座(以下「入金専用口座」といいます)を開設するものとします。なお、入金専用口座に関し、2.(1)によって振替がなされるまでの間、契約者は、普通預金払戻請求書により入金専用口座開設店においてのみ払い戻しできるものとします。</p>	<p>(1)当行は契約者の従業員が、1.(3)に基づき当行が発行したカード(以下「カード」といいます)により「カード入金サービス利用申込書兼手数料引落依頼書」(以下、利用申込書)で選択したATMを利用し、預け入れを行ったとき、これを3.(1)に定める手続きに従い収納するものとします。カードの利用は、契約者の従業員に限定され、第三者による利用はこれを認めません。</p> <p>(2)契約者は預け入れの為、利用申込書に記載する普通預金口座(以下「入金専用口座」といいます)を開設するものとします。なお、入金専用口座に関し、3.(1)によって振替がなされるまでの間、契約者は、普通預金払戻請求書により入金専用口座開設店においてのみ払い戻しできるものとします。</p>
3	2. 申込手続	記載なし	<p>(1)本サービスを利用するためには、各規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の申込その他の手続が必要です。当行がかかる手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し、当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービスの利用の申込その他の手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断において何ら異議を述べないものとします。</p>
4	3. 利用方法	<p>(3)本サービスを利用できるATMの範囲は、以下のATMのうち、利用申込書の表記2で選択したものに限ります。</p> <p>当行がその有人店舗および無人出張所に設置しているATM 他行との共同出張所のうち、イーネット、ローソン銀行、セブン銀行のATM(以下「共同利用型ATM」といいます) ゆうちょ銀行のATM なお、共同利用型ATMおよびゆうちょ銀行ATMの利用にあたって、契約者は、別途当行が交付する利用ルールを遵守するものとします。</p>	<p>(3)本サービスを利用できるATMの範囲は、以下のATMのうち、利用申込書で選択したものに限ります。</p> <p>当行がその有人店舗および無人出張所に設置しているATM 他行との共同出張所のうち、イーネット、ローソン銀行、セブン銀行のATM(以下「共同利用型ATM」といいます) ゆうちょ銀行のATM なお、共同利用型ATMおよびゆうちょ銀行ATMの利用にあたって、契約者は、別途当行が交付する利用ルールを遵守するものとします。</p>
5	4. 手数料	<p>当行は、契約者が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、利用申込書の表記3. に定める手数料引落口座から、当行所定の日に自動的に引き落とすものとします。</p>	<p>当行は、契約者が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、利用申込書に定める手数料引落口座から、当行所定の日に自動的に引き落とすものとします。</p>
6	全体	-	規程項目、体裁等の修正